

○千葉県西部防災センター設置管理条例（昭和60年2月27日条例第2号）

千葉県西部防災センター設置管理条例

昭和六十年二月二十七日
条例第二号

改正 平成 四年 三月二六日条例第五五号 平成一〇年 三月二七日条例第一〇号
平成二三年 三月一八日条例第九号 平成二六年 七月一一日条例第三八号

千葉県西部防災センター設置管理条例

題名改正〔平成一〇年条例一〇号・二六年三八号〕

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県西部防災センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一〇年条例一〇号・二六年三八号〕

（設置）

第二条 県は、県民に災害及び防災に関する知識を修得する機会を提供することにより防災思想の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、千葉県西部防災センター（以下「センター」という。）を松戸市松戸五五八番地の三に設置する。

一部改正〔平成四年条例五五号・一〇年一〇号・二六年三八号〕

（業務）

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 災害に関する展示
- 二 防災に関する資料の提供
- 三 防災に関する研修及び指導助言
- 四 防災用資機材の備蓄
- 五 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業

一部改正〔平成一〇年条例一〇号・二三年九号・二六年三八号〕

（指定管理者による管理）

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

追加〔平成二三年条例九号〕、一部改正〔平成二六年条例三八号〕

（業務の範囲）

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号（第四号を除く。）に掲げる業務とする。

追加〔平成二三年条例九号〕、一部改正〔平成二六年条例三八号〕

（管理の基準）

第六条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成二三年条例九号〕、一部改正〔平成二六年条例三八号〕

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一〇年条例一〇号・二三年九号・二六年三八号〕

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第五十五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十号）

この条例は、平成十年六月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第九号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年七月十一日条例第三十八号）
この条例は、公布の日から施行する。